

平成二十年国家公安委員会規則第四号

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 被疑者取調べの監督（第六条～第十二条の二）

第三章 雜則（第十二条～第十四条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めることにより、被疑者取調べの適正化に資することを目的とする。

（留意事項）

第二条 被疑者取調べの監督は、厳正かつ公平を旨として行わなければならない。

第三条 被疑者取調べの監督に当たっては、被疑者又は被告人（以下単に「被疑者」という。）その他の関係者の人権に配慮しなければならない。

第四条 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 被疑者取調べ 取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）において警察官が行う被疑者の取調べをいう。
- 2 監督対象行為 被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、被疑者に対して行う次に掲げる行為をいう。
- 3 イ ロ 直接又は間接に有形力行使すること（イに掲げるものを除く。）。
 - ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
 - ニ 一定の姿勢又は動作をとるよう不當に要求すること。
 - ホ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
 - ヘ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

（取調べ監督官）

第四条 被疑者取調べに関し次項に規定する職務を行う者（以下「取調べ監督官」という。）は、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）に置かれる取調べ室に係るものについては警察本部の被疑者取調べの監督業務を担当する課（課に準ずるものも含む。以下「取調べ監督業務担当課」という。）の警察官のうちから警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）が指名する者とし、警察署に置かれる取調べ室に係るものについては警察署の総務課又は警務課（課の置かれていない警察署にあつては、係を含む。）の警察官のうちから警察署長が指名する者とする。

- 1 取調べ監督官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、次に掲げる職務を行うものとする。
 - 一 第六条第一項の規定に基づき被疑者取調べの状況の確認を行うこと。
 - 二 第六条第三項又は同条第四項の規定に基づき被疑者取調べの中止の要求その他の必要な措置をとること。
 - 三 第八条の規定により巡察官が行う巡察に協力すること。
 - 四 第十条の規定により取調べ調査官が行う調査に協力すること。
 - 五 その他法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項
 - 六 取調べ監督官の職務を行う者及びその職務を補助する者は、その担当する被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。
- 2 取調べ監督官の職務を行なう者は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。
- 3 取調べ監督官の職務を行なう者は、被疑者取調べの監督に係る搜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するとともに、当該確認の結果を明らかに確認等）

（確認等）

第五条 取調べ監督官は、事件指揮簿（犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿をいう。）及び取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書をいう。以下同じ。）の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。

- 1 取調べ監督官は、前項の確認を行つた場合において、必要があると認めるときは、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するとともに、当該確認の結果を明らかにしておかなければならぬ。

。」とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条（犯罪捜査規範第二百七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第一項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察署長等」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

附 則 （施行期日）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成三一年四月二六日国家公安委員会規則第六号）抄
（施行期日）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

この規則は、平成二十八年法律第五十四号の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

附 則 （令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）
（施行期日）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力放逐運動推進センターに関する規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外國等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出自象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）
（施行期日）
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）
この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

（旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 （令和六年三月一九日国家公安委員会規則第七号）
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式(第10条関係)

調査結果報告書		
年　月　日		
殿		
被疑者取調べの調査結果を次のとおり報告する。		
被疑者・被告人氏名等	(　年　月　日生)	
取調べに係る罪名		
調査対象の取調べが 行われた日時	年　月　日 ：～：	
取調べ場所		
取調べ担当者氏名		
調査年月日	年　月　日～年　月　日	
調査の端緒		
監督対象行為 の有無	有・無	
監督対象行為 の有無を判断した理由		
その他参考事項		

注意 監督対象行為の有無欄の該当部分に丸印をつけること。

(用紙 日本産業規格A4)